

制定	平成11年12月28日	近運旅一公示第51号
改正	平成13年3月30日	近運旅一公示第13号
改正	平成14年2月1日	近運旅一公示第6号
改正	平成14年7月1日	近運自一公示第3号
改正	平成16年7月27日	近運自一公示第10号
改正	平成17年4月28日	近運自一公示第6号
改正	平成18年1月31日	近運自一公示第22号
改正	平成18年10月2日	近運自一公示第20号
改正	平成19年8月13日	近運自一公示第11号
改正	平成20年6月30日	近運自一公示第8号
改正	平成21年10月1日	近運自一公示第9号

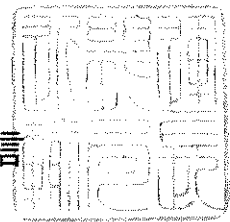
公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等に関する 審査基準について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第6条第1項（同法第15条第2項、同法第36条第3項及び同法第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年10月1日

近畿運輸局長 原 喜信



記

1. 許可

(1) 営業区域

府県単位とする。

ただし、府県の境界に接する市町村（政令指定都市に接する場合にあっては隣接する区をいう。以下同じ。）に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる

隣接府県の隣接する市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接府県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村区域の拡大があった場合は、拡大後の市町村を含む区域を営業区域とし、隣接府県の隣接する市町村を含む区域を設定した後に、行政区の分割等により、当該市町村区域の縮小があった場合には、従前の区域を営業区域とするものとする。

(2) 営業所

① 営業区域内（(1)ただし書きにより含むこととなる隣接する市町村の範囲を除く。）にあること。

なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。

② 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令に抵触しないものであること。

④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

① 車種区分

車種区分については、大型車、中型車及び小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

② 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に3両。ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に5両。なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車及び小型車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

(5) 自動車車庫

① 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあつて運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。

- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。
ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑧ 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(8) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の（イ）～（ト）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- （イ）車 両 費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- （ロ）土 地 費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ハ）建 物 費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料等
- （ニ）機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- （ホ）運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- （ヘ）保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- （ト）そ の 他 創業費等開業に要する費用（全額）

- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の（イ）～（ハ）の合計額とする。

- （イ）①（イ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（イ）と同額とする。
- （ロ）①（ロ）及び（ハ）に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①（ロ）及び（ハ）と同額とする。
- （ハ）①（ニ）～（ト）に係る合計額

(10) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員が、一般貸切旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有する者であること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（チ）のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- (イ) 道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ロ) 道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ハ) 道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ニ) 道路運送法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- (ホ) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- (ヘ) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- (ト) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- (チ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

(12) 許可等に付す条件等

① 離島での輸送、会葬者の輸送、車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送、法第21条第2号に基づく許可を受けて乗合運送を行うことを内容とする輸送等の特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて弾力的に判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該輸送に限定する旨の条件等を付すこととする。

② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(13) 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

2. 事業計画の変更の認可

(1) 1. (1)～(9)、(11)～(13)((12)②を除く)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が法令遵守の点で問題のないこと。

3. 事業の譲渡及び譲受の認可

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(13)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続を行うこととする。

4. 合併、分割又は相続の認可

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について1. (1)～(13)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1. (4)の基準を満

たさない申請については、認可しないこととする。

(3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。

5. 事業の管理の受委託の許可

平成16年6月30日付け国自総第141号、国自旅第81号、国自整第53号に定めるところによる。

6. 運送約款の認可

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

7. 許可又は認可に付した条件の変更等

上記1.～4.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～4.の定めるところにより審査することとする。

8. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 本処理基準中に引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。
3. 本処理基準に規定した要件以外は、「「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」により取り扱うこととする。
4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等は平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含むものとする。

附 則（平成14年7月1日近運自一公示第3号改正）

この公示は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年7月27日近運自一公示第10号改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日近運自一公示第6号改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成18年1月31日近運自一公示第22号改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成18年10月2日近運自一公示第20号改正）

この公示は、平成18年10月2日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年8月13日近運自一公示第11号改正）

1. この公示は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止されるものについて、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日近運自一公示第8号改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成21年10月1日近運自一公示第9号改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。